

## CONTENTS

- 1 ・ 愛知労働局 人事異動
- 2 ・ 家内労働法に基づく「委託状況届」の提出について
- 3 ・ 災害発生状況
  - ・ 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について
  - ・ 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について
- 4 ・ 連載 第3回（全6回） フリーランスのこと  
井奥 善久 氏（愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課長）
- 5 ・ 役員寄稿
  - ・ 中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内
- 6 ・ 連載 第1回（全6回）  
「障害者雇用率の改正と、障害者雇用の実務対応について」  
アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之 氏
- 7-9 ・ 第65回理事会 開催報告／2024年度事業計画
- 10 ・ 2024年度 愛知産業安全衛生大会の司会者を募集します
  - ・ 第27回合同幹事会（愛知安全管理者交流会・愛知衛生管理者交流会・愛知THP推進協議会）開催報告
  - ・ 当協会・地区協会の事務局長会議を開催
  - ・ 「令和6年能登半島地震」義援金寄付のご報告
- 11 ・ 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（名古屋会場）開催報告
  - ・ リスクアセスメントセミナー（名古屋会場）開催報告
- 12 ・ 2024年度リスクアセスメントセミナー（西尾会場）開催案内
- 13 ・ 健康セミナー 開催報告
  - ・ 「治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち」開催のお知らせ
  - ・ 第13回定時会員総会等開催のご案内
- 14 ・ 衛生管理者向け化学物質管理対策を学ぶセミナー 開催案内
  - ・ 事業場で活躍されている「衛生管理者」の皆様へ「衛生管理者のたまり場」に参加しませんか！
- 15 ・ 技能講習等講習会予定表

# 人事異動

愛知労働局

令和6年4月1日付（退職は令和6年3月31日付）（順不同・敬称略）

	新（所属・職名）	氏名	旧（所属・職名）	
転出・退職	名古屋北労働基準監督署長	橋本 享	総務部	総務調整官
	名古屋西労働基準監督署長	伊達 清隆		総務企画官
	(退職)	吉永 佳代	雇用環境・均等部	雇用環境・均等部長
	厚生労働省労働基準局賃金課主任中央賃金指導官<本省>	伊勢 久忠	労働基準部	労働基準部長
	(退職)	濱田 勉		安全課長
	名古屋東労働基準監督署長	山本 祥喜		健康課長
	厚生労働省労働基準局労災管理課中央労災補償監察官（併）労働基準局労災管理課労災補償監察室（併）労働基準局労働保険徴収課（併）労働基準局総務課石綿対策室<本省>	小坂 幸司		労災補償課長
	厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室長補佐<本省>	岩下 伸弥	職業安定部	職業安定課長
	豊橋公共職業安定所長	河澄 裕正	需給調整事業部	需給調整事業第一課長
	名古屋南公共職業安定所長	奥村 孝治		需給調整事業第二課長
転入	総務部	総務調整官	伊藤 勝敏	雇用環境・均等部企画課長
		総務課長	橋本 圭一	刈谷労働基準監督署長
		労働保険徴収課長	西尾 詔子	労働保険適用・事務組合課長補佐
		労働保険適用・事務組合課長	奥田 寿郎	名古屋北労働基準監督署副署長
	雇用環境・均等部	雇用環境・均等部長	木本 睦子	神奈川労働局雇用環境・均等部長
		企画課長	篠田 英子	半田労働基準監督署長
	労働基準部	労働基準部長	高橋 嘉寿満	労働者健康安全機構 総務部調査役（命）総務課長事務取扱
		安全課長	鈴木 基義	統括特別司法監督官
		健康課長	藻谷 岳志	江南労働基準監督署長
		労災補償課長	丸山 彰憲	和歌山労働局総務部総務課長
	職業安定部	職業安定部長	林 幹雄	厚生労働省職業安定局総務課 公共職業安定所運営企画室長補佐<本省>
		職業安定課長	古江 俊博	職業対策課長
		職業対策課長	神谷 しのぶ	西尾公共職業安定所長
		訓練課長	玉方 健	瀬戸公共職業安定所長
	需給調整事業部	需給調整事業第一課長	近藤 健一郎	訓練課長
		需給調整事業第二課長	中森 幸司	新城公共職業安定所長

# 委託状況届の提出をお願いします。 提出期間は、4月1日～30日です。

家内労働者へ内職等の仕事を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

この届は、毎年4月1日現在の家内労働者の現況について、**4月1日から30日までの間に**所轄労働基準監督署を経由して労働局に届け出るものです。

届出用紙は、愛知労働局のホームページからダウンロードできます。最寄りの労働基準監督署でも入手可能です。

愛知労働局HP 最低賃金・家内労働関係  
パンフレット・リーフレット・様式はこちら



詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

## 「委託状況届」は電子申請も可能です。

e-Gov電子申請 > [手続検索] > [手続名称から探す]に「委託状況届」と入力・検索してください。あらかじめ電子署名(電子証明書)の御用意をお願いします。

なお、e-GovにGビズIDでログインして電子申請を行う場合は、申請に必要な電子署名を省略することができます。電子申請をぜひ、御利用ください。

電子申請の詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

e-Gov 電子申請
<a href="https://shinsei.e-gov.go.jp/">https://shinsei.e-gov.go.jp/</a>
☎ 050-3786-2225


G ビズ ID
<a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a>
☎ 0570-023-797


# 災害発生状況

愛知労働局

## 愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和6年3月8日現在)

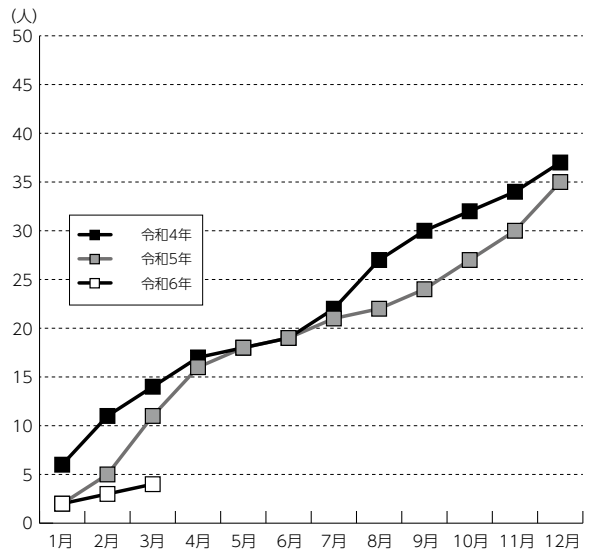
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R5.4.28. 10:45	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	荷物を配達するために、道路脇に停車し、自社車両後方から歩いて道路を横断した際に、対面から来た車両に轢かれたもの。		
	事業場規模 10~29名	業種 道路貨物運送業	50代 貨物自動車運転者	経験 21年
R5.12.26. 10:26	飛来・落下 玉掛用具	工事現場において、移動式クレーンを用いて、トラック荷台から建材を降ろす作業中、玉掛用具から建材が落下し、トラック荷台上で玉掛作業に従事していた被災者が下敷きとなったもの。		
	事業場規模 30~49名	業種 道路貨物運送業	30代 自動車運転者	経験 7年
R6.2.9. 0:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	被災者は、自動車を運転していたところ、単独事故を起こし、死亡したのも。		
	事業場規模 9名以下	業種 商業	0代 —	経験 一年
R6.3.1. 8:40	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	材料を供給する部分に足をとられ、機械に巻き込まれたもの。		
	事業場規模 9名以下	業種 繊維工業	0代 —	経験 一年

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和6年3月12日現在の速報値)

令和6年発生分 ※ ( ) 内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期(速報値)	令和5年暫定値
製造業	製造業	1	1	8
	食品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属		1	3
	金属製品			1
	一般・電気・輸送用 その他	1		4
建設業	建設業		1	6 (1)
	土木工事業			
	建築工事業 その他		1	4 (1) 2
陸上貨物運送事業			1	10 (3)
商業	商業	2 (2)		4 (2)
	卸売業			2
	小売業	1 (1)		2 (2)
	その他	1 (1)		
清掃・と畜業	1		2	5
上記以外の事業				2 (1)
合計		4 (2)	5	35 (7)

## 月別死亡災害発生状況積算グラフ



### 「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

愛知労働局

厚生労働省では、石綿のばく露による健康障害を予防するために、石綿障害予防規則に規定する措置等に関する留意事項について、技術上の指針を策定するとともに、広く周知を図っているところです。

このたび、令和5年8月29日に石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）が公布されたことに伴い、当該指針が改正されました。

石綿による健康障害防止のため、改正された指針や改正点などの詳細を愛知労働局のウェブサイトからご確認くださいませようお願いします。



愛知労働局ウェブサイト

### 「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

愛知労働局

労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」により示されているところですが、今般当該通達を改正することになりました。

<改正の要点>

○SDSに記載すべき「適用される法令」の内容が明確化されました（安全衛生法関係に限ります。）

○製品に含有される成分が法令改正により新たに通知対象物質となった場合には、可能な限り速やかにSDSを改正して、譲渡・提供先に通知するよう努めること等が追加されました。

詳しい内容については、愛知労働局労働基準部健康課（052-972-0256）までお問い合わせください。

この投稿を読んでおられる皆さんは、フリーランスと聞いて、どのような働き方をしているのか、イメージがつかう方がおそらく大半だと思います。

私かというと、実は、どのような働き方をしている人か、ということは、数年前まではぼんやりとしか分かっていなかったのですが、テレビドラマで、フリーランスの外科医が活躍するのを見て「ああ、フリーランスとは、このような働き方なのか。」というイメージが出来上がりました。

この私のイメージが正しかったのかどうかはさておき、フリーランスの保護について、令和5年5月12日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下、フリーランス・事業者間取引適正化法等という。）が公布されました。働き方の多様化が進展する中で、働く人が個人のニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要となってきています。ドラマででてきたような医師（こういう職種は限定的だと思いますが…）、デザイナー、プログラマー等、能力を生かした働き方ということですね。

フリーランスとよく似た働き方として、労災保険の特別加入制度における「一人親方」や「個人事業主」がありますが、こちらの特別加入が出来る一人親方の場合、労働者を使用していないことは同じですが、業種を限定している点で、フリーランスとは異なりますので、混同しないように注意が必要です。

フリーランスは、事業場と労働契約を締結せず、また労働者を使用しない個人が、業務委託により、業務に従事するものですので、一般的には、労働基準法の労働者ではなく、その為、トラブルが発生し、労働基準監督署の窓口で相談しようとしても、他の相談機関を紹介していたのではないかと思います。

なお、企業では、個人とフリーランスとして契約しているつもりであっても、フリーランスの労働が「指揮監督下の労働」だったり、「使用従属性」が認められる場合など、労働者性の要素が強い場合には、見かけ上は雇用関係になくても、労働基準法上の「労働者」と認められることがありますので、その場合には、労働基準法が適用されることになります。つまり、フリーランス=労働者として、労働時間、賃金の支払い、労災保険の適用、安全衛生関係法令の適用が必要となります。

今回公布されたフリーランス・事業者間取引適正化法等では、大きく2つの項目

- ① 取引の適正化
- ② 就業環境の整備

について規定されています。

フリーランス・事業者間取引適正化法等では、厚生労働省の他、中小企業庁と公正取引委員会が所管となっており、今後はお互い連携して法施行に取り組んでいくこととしています。

①の取引の適正化ですが、

- 取引条件の明示の義務、
- 報酬支払期日、
- 支払い遅延の禁止、
- 禁止行為の規定

の4点が規定されています。禁止行為には、フリーランスの成果物の受領を拒んだり、報酬の金額を減額したりする等のことが規定されています。

②の就業環境の整備についてですが、

- 募集情報の的確な表示、
- 妊娠、出産、育児、介護に対する配慮、
- ハラスメント行為に対する対策、
- 中途解除の場合の予告義務

の4点が規定されています。募集情報の的確な表示とは、虚偽の表示や誤解を生じさせる表示をしてはならず、また正確かつ最新の内容に保たなければならないとされています。

フリーランス・事業者間取引適正化法等は、前出の3省庁委が所管しますが、労働局では、就業環境の整備についての対応をすることとしています。妊娠、出産、育児、介護に対する配慮やハラスメント行為に対する対策等、具体的な対応をどこまで行わなければならないのかについて、企業の皆様には周知、広報をさせていただくことになるのですが、現在、政省令、告示等は公布されていないことから、この稿の中で、詳細についてを説明することは出来ませんが、詳細が決まり次第、周知させていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

令和3年3月26日に、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が出されており、フリーランスと取引を行う事業主が遵守すべき事項については、このガイドラインの中にも記載されています。

フリーランスとの契約は、発注事業者とフリーランスとの個別の契約ですが、役務提供に係る取引条件の情報量や交渉力で格差があるため、フリーランス側が自由で自主的な判断による取引が出来ない場合もあり、一方的に不利な状況に置かれやすいことから、その対策を企業に求めています。

働き方の多様化への対応のために、企業側もあらゆる働き方を想定した労働環境の構築が重要だと思います。施行日は、公布の日（令和5年5月12日）から1年6か月を超えない範囲で政令で定める日とされていますので、施行日までには今後の動向に注意していただき、フリーランスへの対応をお願いします。

## 役員寄稿【理事 新家 俊明 氏】

当協会役員に、働き方改革や安全衛生に関する考え方および自社の取組みなどについて寄稿いただくコーナーです。今月は、理事の新家 俊明 氏（株式会社ジェイテクト／経営役員 生産本部長）です。

ジェイテクトは、2006年1月に、ベアリングメーカーである光洋精工と、工作機械メーカーである豊田工機が合併した会社で、トヨタグループの一員として「自動車部品」「ベアリング」「工作機械」の三分野で事業を展開しています。

そして、人財育成や多様性の尊重、安全衛生などさまざまな面から従業員一人ひとりが働きやすい職場づくりを推進しています。今回は、その取組みの一端をご紹介します。

### 【安全衛生】

「全ての災害は必ず防ぐことができる」という理念のもと、全従業員が一体となり、安全衛生活動や、快適な職場環境づくりに取り組んでいます。また当社グループでは、安全理念を表すグローバルメッセージ“All for One in Life”を発信し、命と健康を中心に置いた活動を通じて災害ゼロ実現を目指しています。

また、重点設備の安全点検や過去災害の風化防止、そして相互啓発型（仲間を思いあえる）の安全文化を目指し、腹落ちできる安全教育の充実や、リスク検出能力の向上に取り組んでいます。

上記の安全活動の原点は、「現地現物」であり、私自身、時間の許す限り現場を歩き従業員の作業の状況や設備の稼働状態の確認、変化点や異常を確認することで安全で安心して仕事のできる職場づくりに取り組んでいます。

### 【ダイバーシティ&健康人づくり】

ジェイテクトは、企業行動規準において、「社員の人格と個性を尊重し、可能性と働きがい大切に安全な職場を作り、一人ひとりの豊かさを実現します。」と定めています。

環境の変化が年々厳しくなる中で、企業が成長するためには、性別、国籍、年齢、文化等を問わず、多様な人財が活躍できる職場づくりが不可欠であると考えています。

また会社の持続的成長のためには心身の健康が不可欠であり従業員一人ひとりがいきいきと働けるよう各種取組みを実施しています。特にメンタルヘルス不調者のケアや生活習慣病の予防・改善、健康意識向上に取り組んでいます。

### 【略歴】

1985年光洋自動機株式会社（現株式会社ジェイテクト）入社  
ジェイテクト田戸岬工場工場長、JTEKT AUTOMOTIVE NORTH AMERICA INC.出向、  
豊精密工業株式会社社長などを経て、2022年ジェイテクト経営役員に就任  
現在に至る



## 中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向け、ぜひ本制度をご活用ください。制度の概要および申請方法は中災防ホームページ（<https://www.jisha.or.jp/chusho/record/>）または右のQRコードをご確認ください。





# 障害者雇用率の改正と、障害者雇用の実務対応について

アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之氏

令和6年度がスタートし、各種労働関係法令の改正が実施されています。中でも、障害者雇用についての改正点と、実務について確認してみましょう。

今回改正が行われたのは、「障害者雇用促進法」の一部です。

今回の改正点の数は多くはないですが、障害者雇用の実務に関わる重要な事項が含まれており、多くの企業で具体的な対応が必要な内容です。主な改正点は大きく以下の3つになります。

- ①法定雇用率の引き上げと雇用を義務付けられる対象企業の拡大
- ②雇用率算定対象となる障害者の拡大
- ③障害者雇用報奨金・助成金の見直し

では、企業としてどのような実務対応が求められるのでしょうか？

まず考えなければいけないのが、①の法定雇用率の引き上げへの対応です。（以下表）



厚生労働省リーフレット

	令和5年度	令和6年度	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40人以上	37.5人以上

障害者の法定雇用率は、過去約5年ごとに改正されてきましたが、今後の改正予定では、2.3%から令和6年4月の改正で2.5%、更に令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられるという点に注意が必要です。つまり、この法定雇用率が改正される都度、障害者雇用を義務付けられる企業の対象が広がり、現在の従業員43.5人以上が今年4月から40人以上の企業で障害者雇用が義務になり、令和8年7月からは、37.5人以上の企業で障害者雇用が義務になるのです。現時点で障害者の法定雇用率を満たしている企業であっても、今年度や2年後の法定雇用率を満たさない可能性も十分あることから、早めの対応が求められます。

では、この法定雇用率を満たさない場合は、国からどのような対応・処分を求められるのでしょうか？この障害者雇用に関する管轄の役所は、公共職業安定所（以下「ハローワーク」）になりますが、毎年6月1日時点での障害者雇用状況をハローワークへ報告しなければいけません。その報告状況により、法定雇用率を満たしていない場合は、不足人数1人当たり月額50,000円（年換算60万円）の障害者雇用納付金を求められることとなります。障害者雇用納付金を収めて金銭的に解決すれば良いか？というところではなく、一定の要件に該当すれば、ハローワークが行政指導を行う事があります。行政指導の内容としては、障害者雇用についての計画提出とその実施状況の確認の上、実施状況が芳しくない企業には、計画の適正実施を勧告、更に計画に基づいた雇用状況の改善が見られない場合は、大きなリスクとなる“企業名公表”ということも行われます。

次に②の対応として、今までは週20時間未満での雇用は法定雇用率の対象をされていませんでしたが、今年4月以降、10時間以上20時間未満で働く労働者（特定短時間労働者）である重度の身体・知的障害者、精神障害者についても雇用率の対象とし、対象者1人につき「0.5人」としてカウントされることになりました。

<令和6年4月〜>

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障害者	1	0.5	
身体障害者【重度】	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	
知的障害者【重度】	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 (経過措置あり)	0.5

今まで障害者雇用の経験がない会社でどのように取り組みを進めるかについては、愛知県が取り組んでいる『あいち障害者雇用総合サポートデスク』を活用する方法や、事業協同組合等に加入して、組合に加盟する中小企業などが共同して障害者の雇用機会を確保する方法などもありますので、積極的に活用されてはどうでしょうか。

あさの たかゆき  
アライツ社労士事務所 代表 社会保険労務士 浅野 貴之

2005年 アライツ社労士事務所設立。  
同年より、愛知労働局・適用指導員を務めた後、愛知県中小企業振興公社専門家登録員や名古屋市新事業支援センター専門家登録員を歴任。  
各商工会議所や経営者協会、愛知県労働講座の講師を務めている。現場第一主義で労働問題の解決をはじめ、幅広い労務相談を手掛ける。趣味はトライアスロン。

## 第65回理事会 開催報告

当協会は、3月28日（木）、名古屋商工会議所会議室において、標記理事会を開催し、ご来賓の愛知労働局労働基準部長 伊勢久忠氏より、ご挨拶をいただきました。

理事会では、「2024年度事業計画および収支予算」および「第13回定時会員総会招集」などを上程し、いずれも出席理事全員一致で可決されました。また、「2023年度事業計画の進捗状況と下期の代表理事および業務執行理事の職務執行状況」、「愛知健康安全交流会」および「会員任意退会」について、併せて報告しました（事業計画は以下のとおり）。

## 2024年度事業計画

当協会は労働条件の向上と労働災害の防止を図り、労働者の福祉の増進ならびに健全な産業の興隆に寄与するため、今年度の事業計画は、従業員の働き方改革、エンゲージメントの向上、さらには多様性の問題などの時流も踏まえる中で、労働関係法令の普及促進や労働安全衛生管理水準の維持・向上に向けて、以下の施策に取り組む。

労働関係法令の普及促進に向けては、昨年度に続いて、良好な労使関係による企業の繁栄を目指し、各地区労働基準協会などと協力して、労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（労働実務基礎講座）を開催する。また、現在、進められている外国人材の活用に関する制度の見直し・適正化に係る関係法令や自動車運転者の労働環境の向上のみならず安定的な輸送サービスの確保に資する物流革新に向けた荷主の対応について、周知啓発を行う。

労働安全衛生管理水準の維持・向上については、労働災害の防止につなげるため、従来の愛知安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会、愛知 THP 推進協議会の交流活動を、「愛知健康安全交流会」として新たに再スタートさせ、工場見学会、セミナーや表彰制度等により情報交換・意見交流の場を提供する。また交流会においては、愛知労働局が推進する「安全経営あいち<sup>®</sup>」の理念について共有を図る。健康確保対策では、新たに治療と仕事の両立支援について、その必要性を広く周知する。

技能講習をはじめとする講習会については、法改正などを踏まえ適宜適切に開催する中で、受講者から継続的に選ばれる教習機関に向け、受講環境の改善を進める。

県内各地区の労働基準協会との協力体制は必要不可欠であり、県下共通の取り組みの一つとして、創設3年目となる無料労働相談体制を広く周知し、会員企業に対するサービスを更に向上させる。

なお、引き続き、受講者のニーズを的確に捉え各種セミナー・講習会などを開催するとともに、更なる経費削減に努め、公益社団法人として財務基盤の安定・強化を図る。

### 1 労働関係法令の普及促進など

#### (1) 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（労働実務基礎講座）【総務部会、賃金・時間部会】

労働局の労働相談や行政指導結果からも、依然として事業所における労働法の知識が十分と云えないところ、良好な労使関係による企業の繁栄を目指し、労働関係における企業責任を果たすため、労働基準法、労働安全衛生法その他の労働法関係法令等の情報提供などを行う。昨年度に引き続き、愛知労働局、各地区労働基準協会等と協力して、標記に関する無料セミナーを県下各地区で開催する（6～3月、計10回）。

#### (2) 技能実習制度に替わる新たな育成就労制度を学ぶセミナー【賃金・時間部会】

現行の技能実習制度に替えて、我が国社会の人手不足分野における人材確保と人材育成を目的とする新たな制度（育成就労制度）の創設が予定されていることを踏まえ、関係省庁や関係団体による新制度の解説や現行制度の活動状況等の外国人材の受入れに参考となる知識・情報を提供する。

#### (3) 物流業界2024年問題で求められる荷主の対応セミナー【賃金・時間部会】

いわゆる2024年問題に関し、物流業界における自動車運転者の労働環境の向上と安定的な輸送サービスの確保に資するため、発荷主企業・着荷主企業に対し、取引適正化の理念、価格交渉、価格転嫁や適正な取引を阻害する長時間の荷待ち、依頼になかった付帯業務等の違反原因行為について周知啓発する。

#### (4) 自主的な労務監査のポイントセミナー【賃金・時間部会】

企業が自主的に労働諸法令を遵守しているか定期的に社内調査し、不十分な項目を是正するための自主的な労務監査は、労働トラブル防止のみならず、人材確保や企業価値の向上の点でも有用であることから、より効果的な労務監査の手法・情報を提供する。

#### (5) 最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー【総務部会】

トップクラスの専門家を招いて標記に関するセミナーを開催し、その周知啓発を図る。

#### (6) 労災保険実務講座【労災部会】

労災補償申請時の実務対応手続き等に関するセミナーを開催し、その周知啓発を図る。

#### (7) 全国労働基準関係団体連合会（全基連）への協力【総務部会】

全基連が主催する各種講習のほか、全基連が行政機関などから事業を受託した場合はそれらに協力し、労働関係法令の普及促進に寄与する。

### 2 労働安全衛生管理水準の維持・向上など

#### (1) 愛知産業安全衛生大会【安全部会、健康部会】

第14次労働災害防止推進計画の重点施策の普及促進を図るとともに、安全意識の高揚と安全衛生管理水準の向上を目的に、愛知労働局をはじめとする行政当局、経済団体や関係団体などの後援、各地区労働基準協会などの協力の下、7月4日（会場：名古屋市公会堂大ホール）に、安全衛生に関する喫緊の課題となっているテーマを取り上げ開催する。

#### (2) 安全衛生教育事業・講習会【安全部会、健康部会】（別紙[5]頁参照）

登録教習機関として行う技能講習のほか、特別教育などの講習会を実施し、職場の安全衛生の強化・充実を図るとともに、講習会場での事故防止に向け、定期的に安全点検を実施し、安心・安全な講習会を提供する。2024年度は、2024年2月1日より、「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられたため、2023年度に引き続き同特別教育の講習会を開講する。

なお、各講習会場の収容定員率は、100%とする。

①技能講習（13講習）：フォークリフト運転（31H・35H）、ガス溶接、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質および四アルキル鉛等作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、はい作業主任者、石綿作業主任者、鉛作業主任者、シヨベルローダー等運転（31H）、高所作業車運転

②特別教育（12教育）：アーク溶接、産業用ロボット（検査・指示）、自由研削といし取替・試運転、機械研削といし取替・試運転、ダイオキシン、粉じん作業、低圧電気取扱業務（実技7H）、低圧電気取扱業務（実技1H）、電気自動車等整備、石綿使用建築物等解体等作業、フルハーネス（6H）、テールゲートリフター

③能力向上等教育（8教育）：安全管理者選任時研修、局所排気装置自主検査者講習、安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習



習、マスクフィットテスト実施者養成研修、一般建築物石綿含有建材調査者講習、化学物質管理者（化学物質製造事業場向け）、化学物質管理者（化学物質使用等事業場向け）

④免許試験等受験準備勉強会（4勉強会）：衛生管理者（1種）、エックス線作業主任者、潜水士、作業環境測定士

**(3) リスクアセスメントの普及【安全部会】**

昨年度同様、リスクアセスメント普及の継続的な取組として、愛知労働局が行う出前講座の一環で県内3地区において、セミナーを開催する。

**(4) 自律的な化学物質管理の構築【安全部会、健康部会】**

新たな化学物質管理では、ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務やSDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務等に加え、具体的な保護具の選択・使用・保管管理や第三管理区分の作業場への対応等が求められる。基本編、応用編に分けて、化学物質の自律的な管理の構築に向けたセミナーを開催する。

- ①化学物質管理 基礎編 ～もう一度はじめてほしい～ 7月・11月
- ②化学物質管理 応用編 9月・12月
- ③総合講座 25年3月

**(5) 健康安全に関する情報交換・意見交流【安全部会・健康部会】**

愛知健康安全交流会（旧3会：愛知安全管理者交流会、愛知衛生管理者交流会及び愛知THP推進協議会）による自律的な化学物質管理セミナー（再掲上記（4））・工場見学会（11月）・情報交流会、優秀表彰（7月4日）などを行う。また、総会（6月）においては、著名人による特別講演を行い、他の協会会員を含めて研鑽を図る。

**(6) 衛生管理者の活動の支援【健康部会】**

事業場での産業衛生の要と言える衛生管理者について、中小企業を中心に、最新知見・情報などを収集できる機会や衛生管理者同士が交流する機会が少ないことから、衛生管理者への情報提供や衛生管理者同士が自由に意見交換・情報交換等ができる交流の場をオンライン（原則、毎月1回・無料）で新たに設け、その活動を支援する。（6月～）

なお、その一環として、衛生管理者向けに化学物質管理セミナー（web・無料）を開催する。（5月）

**(7) 治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち【健康部会】**

厚生労働省の重要なテーマのひとつである「治療と仕事の両立支援」に関し、愛知労働局はじめ関係各機関等の協力を得てシンポジウム（特別講演、事例発表、パネルディスカッションなど）を開催し、その必要性を広く周知する（10月30日）。

**(8) 産業保健に関する取組【健康部会】**

①産業保健フォーラム

愛知労働局をはじめとする行政当局および関係団体との共催で産業保健フォーラムを開催する。

②事業場で勤務する保健師・看護師等の活動の支援（オンライン談話室）

2023年6月に岡崎労働基準協会より引き継いだ事業場で勤務する保健師・看護師等のオンラインによる自由な情報交流等の場である「談話室」を継続し、その活動を支援する。

**(9) 中央労働災害防止協会（中災防）への協力【安全部会・健康部会】**

中災防が主催する大会、セミナー、相談事業などに協力し、安全衛生の啓発促進に努める。

**3 県下共通の無料労働相談室の運用【総務部会】**

県下地区協会の会員企業を対象に、「企業の労働110番労働相談室」を主体に、地区協会の相談アドバイザーと連携して、引き続き会員企業がより労働相談しやすい体制を整備する。

**4 諸会議の円滑な運営【総務部会】**

以下の諸会議を円滑に開催・運営する。

- ①定時会員総会（第13回・6月）
- ②理事会（第66回・5月、第67回・6月、第68回・11月、第69回・3月）
- ③その他必要に応じ開催する諸会議

**5 広報活動【総務部会】**

月刊会報誌「ARK」を毎月発行し、行政当局からの周知依頼などに対応するとともに、ホームページを通じて適宜適切に有益な情報発信を行う。

**6 関係官公庁・団体の連絡調整など【総務部会】**

愛知労働局、愛知県、名古屋市をはじめとする行政当局、災害防止団体や安全衛生団体などの関係団体、経済団体、全国および都道府県労働基準協会や各地区労働基準協会などと連絡調整を図りながら事業を進める。

**7 その他**

- ①優良事業場および労働者の表彰（安全優良職長厚生労働大臣顕彰、緑十字賞、中小企業無災害記録証）
- ②団体労働災害総合保険の周知と集金代行
- ③その他協会の目的を達成するために必要な事業

**2024年度事業計画（大会・セミナー）**

部会	大会・セミナー名	開催予定時期	目標参加者数（人）
安全健康	2024年度愛知産業安全衛生大会 [2-(1)]	7月4日	1,000
	化学物質管理 基礎編・応用編・総合講座 [2-(4)] 計5回	7～3月	累計 1,600
総務	労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー [1-(1)] ※1 計10回	6～3月	累計 600
	最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー [1-(5)]	2月	100
安全	リスクアセスメントセミナー [2-(3)] 計3回	9～3月	累計 800
健康	衛生管理者向け化学物質管理対策を学ぶセミナー [2-(6)]	5月	300
	治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち [2-(7)]	10月30日	300
	産業保健フォーラム [2-(8)] 1回	9～11月	200
賃金時間	労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー [1-(1)] ※1 計10回	6～3月	累計 600
	技能実習制度に替わる新たな育成就労制度を学ぶセミナー [1-(2)]	12月	200
	物流業界 2024年問題で求められる荷主の対応セミナー [1-(3)] 1回	7～9月	200
	自主的な労務監査のポイントセミナー [1-(4)] 1回	7～9月	200
労災	労災保険実務に関するセミナー [1-(6)]	11月	250

※1 総務部会、賃金・時間部会の合同開催

(別表) 安全衛生教育事業・講習会等  
基本的考え方

◇受講者ニーズを積極的に捉え講習を開催 ◇安心・安全な受講環境の保持

(単位：回・人)

講習・教育名	2024年度		2023年度				2023年度に対する増減			
	計画(A)		推定実績(B)		計画(C)		対推実(A-B)		対計画(A-C)	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
<b>技能講習</b>										
フォークリフト運転(31H)	46	2,596	57	2,566	53	2,546	▲11	30	▲7	50
フォークリフト運転(35H)	4	20	4	33			0	▲13	4	20
ガス溶接	17	693	18	716	17	632	▲1	▲23	0	61
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	43	3,340	76	3,284	75	3,199	▲33	56	▲32	141
有機溶剤作業主任者	40	3,726	50	3,725	47	3,311	▲10	1	▲7	415
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	44	4,082	47	4,200	43	3,563	▲3	▲118	1	519
プレス機械作業主任者	9	794	11	668	10	660	▲2	126	▲1	134
乾燥設備作業主任者	14	1,261	16	1,215	15	1,001	▲2	46	▲1	260
はい作業主任者	9	697	10	637	10	662	▲1	60	▲1	35
石綿作業主任者	29	2,451	40	3,885	42	4,011	▲11	▲1,434	▲13	▲1,560
鉛作業主任者	4	306	5	303	6	372	▲1	3	▲2	▲66
ショベルローダー等運転(31H)	3	57	6	52	6	114	▲3	5	▲3	▲57
高所作業車運転	2	54	2	48	3	81	0	6	▲1	▲27
小計	264	20,077	342	21,332	327	20,152	▲78	▲1,255	▲63	▲75
<b>特別教育</b>										
アーク溶接	12	438	12	433	12	432	0	5	0	6
産業用ロボット(検査・教示)	8	604	13	462	13	457	▲5	142	▲5	147
自由研削といし・取替・試運転	15	675	15	680	15	675	0	▲5	0	0
機械研削といし・取替・試運転	5	255	5	281	5	200	0	▲26	0	55
廃棄物の焼却施設に関する業務	2	72	2	66	2	50	0	6	0	22
粉じん作業	6	336	6	321	6	263	0	15	0	73
低圧電気取扱業務(実技7H)	19	903	19	944	19	903	0	▲41	0	0
低圧電気取扱業務(実技1H)			1	31			▲1	▲31	0	0
電気自動車等整備	2	72	3	70	2	72	▲1	2	0	0
石綿使用建築物等解体等業務	2	104	2	74	2	74	0	30	0	30
フルハーネス(6.0H)	21	999	26	1,243	26	1,236	▲5	▲244	▲5	▲237
テールゲートリフター	24	432	21	417			3	15	24	432
小計	116	4,890	125	5,022	102	4,362	▲9	▲132	14	528
<b>能力向上等教育</b>										
安全管理者選任時研修	4	198	4	213	4	144	0	▲15	0	54
局所排気装置等自主検査者講習	8	492	7	384	6	288	1	108	2	204
安全衛生推進者養成講習	5	184	4	174	4	134	1	10	1	50
衛生推進者養成講習	1	30	1	24	1	27	0	6	0	3
マスクフィットテスト実務者養成研修	5	180	8	311	8	288	▲3	▲131	▲3	▲108
石綿含有建材調査者	12	800	17	1,598	17	1,448	▲5	▲798	▲5	▲648
化学物質管理者講習(学科2日)	4	192	8	395	6	180	▲4	▲203	▲2	12
化学物質管理者講習(学科1日)	6	360	8	497	4	200	▲2	▲137	2	160
小計	45	2,436	57	3,596	50	2,709	▲12	▲1,160	▲5	▲273
<b>免許試験等受験準備勉強会</b>										
第1種衛生管理者	6	380	6	337	6	284	0	43	0	96
エックス線作業主任者	3	192	3	131	3	210	0	61	0	▲18
潜水士	1	32	1	28	1	30	0	4	0	2
作業環境測定士	1	30	1	28	1	36	0	2	0	▲6
小計	11	634	11	524	11	560	0	110	0	74
合計	436	28,037	535	30,474	490	27,783	▲99	▲2,437	▲54	254

	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度					
2018年度～2022年度の実績	638	30,038	633	29,539	405	17,194	418	23,767	453	24,615

## 2024年度 愛知産業安全衛生大会の司会者を募集します

当協会は、全国安全週間(7月1日～7日)の期間内に、愛知県内で安全衛生に携わる方々が一堂に会し、安全衛生意識の高揚と安全衛生管理水準の向上を目指す「愛知産業安全衛生大会」を開催します。

そこで、本大会の司会進行を担当していただける方を以下のとおり募集します。

日	時	7月4日(木) 12時45分～16時20分を予定
会	場	岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール (名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号)
募 集 内 容		司会進行
募 集 対 象		当協会会員事業場の従業員の方
申 込 期 間		4月26日 (金)
申 込 先		(公社)愛知労働基準協会 教育事業部 担当:大鹿
お 問 い 合 せ 先		TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440 / メール kj-ark@airouki.or.jp

## 第27回合同幹事会

### (愛知安全管理者交流会・愛知衛生管理者交流会・愛知THP推進協議会) 開催報告

2月19日(月)、名古屋市公会堂3階第6集会室(名古屋市昭和区)において、会場及びWEB同時配信により、合同幹事会が開催されました。この3つの会は、1990年代に当協会内に設立され、安全、労働衛生や健康保持増進に係る活動が行われているものです。

冒頭、当協会専務理事 守山より開会あいさつがあり、続いて、来賓あいさつとして、愛知労働局労働基準部安全課長 濱田 勉 氏より同局が推進する「安全経営あいち<sup>®</sup>」に賛同する事業場の業種別・規模別の状況について説明がなされ、また、第14次労働災害防止推進計画では、「安全経営あいち<sup>®</sup>」を推進し、死亡者数について2027年までの早期に25人を下回り、さらなる減少を目指す等の説明がありました。

当日、議案として、「①愛知健康安全交流会 再編成に伴う役員構成等」を上程し、合同総会に向けたコンセンサスの確認が行われました。これは、3つの会を統合して、『愛知健康安全交流会』に再編成するものでした。

また、「②2024年度事業計画案」、「③表彰事業場(優良賞・功労賞)の選定」、「④会員入会」及び「⑤第12回合同総会の開催」を上程し、幹事会専決事項として承認されました。事業計画案では、業界・企業グループを超えた情報交流・意見交換の場の提供、自律的な化学物質管理の構築に向けた専門的スキルを習得する場の提供を柱とする活動計画の説明がなされました。

休憩を挟んで、「安全管理に必要な健康におけるリスクアセスメント」と題して、小久保 晴代 氏(フリーアナウンサー/健康&防災アドバイザー/「活脳塾」塾長)より、ご講演が行われ、実際に出席者が体を動かし、疲労回復、ケガ防止、体力増進等の運動指導を受けました。

閉会后、意見交換会を行いました。



愛知労働局 濱田安全課長



講師 小久保 氏

## 当協会・地区協会の事務局長会議を開催

当協会は、県下各地区労働基準協会の専務理事と年3回定期的に、会員企業等の労働条件や安全衛生水準の向上を目的とした情報・意見交換を行うための会議を設けており、3月29日(金)、名古屋商工会議所会議室にて2023年度3回目を開催しました。

会議においては、2024年度に係る事業計画案、愛知健康安全交流会(旧「愛知安全管理者交流会」・「愛知衛生管理者交流会」・「愛知THP推進協議会」)の進捗状況や愛知産業安全衛生大会の開催計画について、報告・意見交換を行いました。

地区労働基準協会からの種々ご意見について、引き続き対応・検討することにしました。

## 「令和6年能登半島地震」義援金寄付のご報告

このたびは、「令和6年能登半島地震」にて被災された皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。また被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

愛知県下労働基準協会は、このたびの令和6年能登半島地震の被災支援に役立てていただけるよう、(公社)石川県労働基準協会連合会へ義援金600,000円を寄付したことをご報告します。

被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

## 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー（名古屋会場）開催報告

2023年度、当協会は県下14の地区労働基準協会と共催により会場を変えて無料セミナーを10回開催することとしており、3月4日（月）名古屋地区（名古屋市公会堂4階ホール：名古屋市昭和区）において、2023年度の最終講演が行われ、企業の労務担当者や経営者等が受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度、2022年度に続いて、2023年度は労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、豊富な上映スライドのテキスト冊子や職場に戻ってから実務に役立つ教本を配付して分かりやすく解説しました。

セミナーの冒頭には、愛知労働局労働基準部長 伊勢 久忠 氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、4月から適用される建設業等の時間外労働の上限規制、追加される雇入れ時・契約更新時・募集時等に明示すべき事項等の説明をいただきました。

ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。



会場全景



愛知労働局 伊勢労働基準部長



市之瀬 講師



石田 講師

### ◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人 名北労働基準協会

専務理事・事務局長 市之瀬 高司 氏

### ◆労働安全衛生法と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人 名北労働基準協会

ホワイト企業推進本部長 石田 和彦 氏

### ◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

### ◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏

### お知らせ

2024年度

労働実務基礎講座は愛知県下10会場でき引き続き開催します。

詳細は、今月号に封入の開催案内チラシをご確認ください。

## リスクアセスメントセミナー（名古屋会場）開催報告

2023年度第5回（最終回）リスクアセスメントセミナーは、当協会及び名古屋市内の労働基準協会が主催し、愛知労働局、労働基準監督署、建設業労働災害防止協会愛知県支部及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部の共催により、3月7日（木）、名古屋市公会堂4階ホール（名古屋市昭和区）において、現地及びWEB同時開催により行われました。

当日は、会場とWEB視聴をあわせて全国32都道府県から1,122名と大変多くの方にご参加いただき、リスクアセスメントの関心の高さがうかがわれました。

冒頭、名古屋東労働基準監督署長 藤原 隆 氏による挨拶があり、労働災害発生状況など労働災害防止に係る説明等がありました。

続いて愛知労働局 労働基準部 安全課長 濱田 勉 氏により、最終回の今回は「リスクアセスメントに行き詰まる理由～課題と背景を深掘する～」と題し、文字どおりの内容を含め講演が行われました。

愛知労働局では、リスクアセスメントを通じ、P（生産性）、Q（品質）、C（原価）、D（納期）、S（社会）、M（士気）、E（環境）はひとつにできるとし、安全管理を経営課題ととらえ、PQCDSMEと一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち®」を提唱しています。

なお、今回の講演では、「もう一度視聴したい」や「時間が合わなくて参加できなかったので、アーカイブ配信してほしい」といった多数のご要望をいただきましたので、3月8日（金）15：00～3月31日（日）23：59までの期間限定でアーカイブ配信しました。



名古屋東署 藤原署長



会場全景



愛知労働局 濱田安全課長

各位

## リスクアセスメントセミナー 西尾会場の詳細

### 参加のご案内 参加無料

主催：愛知労働基準協会  
西尾労働基準協会  
共催：建設業労働災害防止協会西尾分会  
岡崎労働基準監督署西尾支署

“法律の大きな変化を知って対処を共有化”をテーマに実施します  
安衛法の大きな分岐点といわれる変化とは  
◇自律的 自律的安全管理が、化学物質から義務化され他に拡大  
◇義務化 化学物質に強い人づくりで健康疾病をなくすのが趣旨  
化学記号がつく物質を取り扱う事業場は全ての事業場が  
対象で、取扱量、社内外使用、会社規模での例外規定なし



日時 令和6年6月14日(金)13:30~16:00  
(受付開始:13:00)

会場 西尾駅前コンベンションホール Aホール

定員 120名 多数の申し込みを頂いた場合は会場追加します

募集 令和6年4月1日~6月4日

#### ■プログラム

あいさつ 岡崎労働基準監督署西尾支署

署長

第一部 リスクアセスメントセミナー 13:30-15:30

自律的 基本はリスクアセスメント その考え方の復習30分

監督署

義務化 義務化を機に何が起こるか 何に注意すべきか  
例) 化学物質の説明を怠ると訴えの対象 60分

安全衛生コンサルタント  
加藤善士 旧西尾署長

拡大 危険源と作業の関わりを調べてマネジメントで  
説明できるよう 全分野で最初から同じまとめ  
化学物質 危険源から整理の火災防止事例できました 30分

西尾労働基準協会

第二部 全国安全週間説明会 西尾 15:40-16:00

監督署

#### ■参加申込方法 2つの申し込み方法を設定しております

1. 愛知労働基準協会WEB 2. 厚生労働省WEB



愛知労働基準協会  
受付サイト

説明会申込URL

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MTE0Mg==>



労働局・労働基準監督署説明会愛知労働局

検索

## 健康セミナー 開催報告

2月20日、当協会は、名古屋国際会議場（2号館2階 222・223会議室：名古屋市）において、標記セミナーを開催し、経営者・人事労務担当者・保健師など、大変多くの方に参加いただきました。

冒頭、愛知労働局労働基準部健康課長 山本 祥喜 氏にご挨拶とともに、愛知労働局における労働者の健康確保と健康保持増進のための取組み等について説明をいただきました。

続いて、大同特殊鋼(株)統括産業医の齊藤 政彦 氏より、「リスクを踏まえた健康確保～職場におけるメンタルヘルス対策～」をテーマに講演をいただきました。講演の中では、職場の健康問題で最大のリスクとも言えるメンタルヘルスに関し、職場のキーパーソンとなる管理監督者の役割や、症例を交えながらそれぞれの症状等に応じた対応などについて、具体的に大変分かり易く解説いただきました。

最後に、愛知産業保健総合支援センター副所長の湯本 一史 氏より、同センターの事業内容等（小規模事業場向けサービス地域窓口（ちさんぽ）・治療と仕事の両立支援サービスなど）について説明をいただきました。

### 【告知】「治療と仕事の両立支援シンポジウムあいち」開催のお知らせ

当協会では、厚生労働省の重要なテーマのひとつである「治療と仕事の両立支援」に関し、その必要性を広く世の中にアピールすべく、標記シンポジウムを以下の通り開催いたします。詳細が決まり次第改めてご案内しますので、ぜひご参加ください。

- ・日 時 2024年10月30日（水）13:30～16:30 ※時間は予定
- ・会 場 名古屋国際会議場レセプションホール（名古屋市熱田区熱田西町1番1号）
- ・内 容 専門家による特別講演、企業等による事例発表、パネルディスカッションなど

## 第13回定時会員総会等開催のご案内

当協会は第13回定時会員総会を以下のとおり開催します。会員事業場の皆様には、4月中旬に総会・会員懇談会のご案内（ご出欠確認）を、5月下旬に「招集通知」をお送りしますので、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止等の観点から、2021年6月開催の第10回定時会員総会以降、会員総会にご出席されない会員事業場の皆様に向けリモート配信を行って参りましたが、現状を鑑み、本総会では実施いたしません。ご理解の程お願い申し上げます。

- (1) 日 時 6月13日（木）15時00分～15時30分
- (2) 場 所 名古屋クラウンホテル（名古屋市中区栄1-8-33）
- (3) 議案(予定) ①2023年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等  
②任期満了に伴う役員選任  
③常勤役員の報酬
- (4) 報告(予定) 2024年度事業計画および収支予算
- (5) 会員懇談会 会員総会終了後、16時より、愛知労働局長（阿部 充 氏）による来賓ご挨拶・講演会および会員意見交換会を開催いたします。

自律的な化学物質管理に関し悩まれている「衛生管理者」の皆様へ

衛生管理者向け **化学物質管理対策を学ぶセミナー** (web・無料) を開催します

化学物質の自律的管理が開始される中、安全衛生委員会の構成メンバーである衛生管理者には、その着実な実施に向けた取組みが求められます。

当協会では、自律的な化学物質管理に関し悩まれている「衛生管理者」の皆様に向け、衛生管理者が知っておくべき事項を中心に、無料でwebセミナー（Zoom使用）を開催します。是非ご参加ください。

- ・日 時 **5月22日（水）13：45～16：00**
- ・講 師 **安部 成明 氏**  
(ひょうごインターキャンパス生涯学習リーダーバンク登録講師)  
(化学物質管理専門家、作業環境管理専門家)

お申込みはコチラ



主催：公益社団法人愛知労働基準協会

TEL：052-221-1438 FAX：052-204-1268 メール：jigyo-ark@airouki.or.jp

**【告知】事業場で活躍されている「衛生管理者」の皆様へ**  
**オンラインでの自由な情報交流の場、「衛生管理者のたまり場」に参加しませんか！**  
**(毎月1回(1時間程度)開催、会費無料、Zoom使用、秘密厳守!!)**

事業場での産業衛生の要と言える衛生管理者ですが、最新知見・情報などを収集できる場や、衛生管理者同士が交流する場が少ないと感じていませんか。

当協会では、衛生管理者の方々が、自由に意見交換・情報交換等ができる交流の場として、オンライン（Zoom）による「衛生管理者のたまり場」を設けることとします。

この「たまり場」は、「ここでの話は互いに秘密を守る」ということだけを約束ごととして、他の事業場の活動状況等を本音で自由に情報交換等していただくことを目的にしています。

会費等はなく、出欠席の確認もしません。毎月（原則第3水曜日・午後3時より）開催しますので、その際、何か他社の状況等を尋ねたいことがあれば、自由に発言し、交流していただきたいと思います。この場で直ちに疑問等が氷解することや解決するというものではありませんが、他社の状況・実情を交流し、互いに気づきや少しでも参考になることがあれば、という想いです。

衛生管理者の方々に「たまり場」に興味のある方、或いは、衛生管理者に参加してもらいたいなどと思われる事業場の方は、以下メールアドレス宛に「所属・氏名」を記載したメールをご連絡ください。開催日時のご案内・Zoomアドレス等をお送りさせていただきます。

▶ メールアドレス：[tamari@airouki.or.jp](mailto:tamari@airouki.or.jp)

メールでのご連絡の他、  
上記セミナーへのお申込み時に、  
「たまり場」にご登録いただくこともできます

記念すべき1回目の開催は**6月19日（水）午後3時**を予定しています。まずはお気軽にご参加ください。なお、ファシリテータ役は、当協会アドバイザーの加藤善士氏[\*]が中心に進めます。

\*社会保険労務士、労働安全・衛生コンサルタント、博士(医学)、藤田医科大学医学部公衆衛生学講座 研究員  
名古屋南労働基準監督署長、中央労働災害防止協会、岡崎労働基準協会専務理事を経て、当協会アドバイザーに就任

# 技能講習等講習会予定表

31Hコース フォークリフト運転 技能講習	学 科		実 技					
	日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
	4月	5	ポーラ名古屋ビル	7.14.21	トヨタ&F小牧	8.9.10	NSB東海	11.12.15
	17	ポーラ名古屋ビル	18.19.22	NSB東海	19.22.23	トヨタ&F白金	24.25.26	トヨタ&F白金
5月	7	ポーラ名古屋ビル	8.9.10	NSB東海	12.19.26	トヨタ&F北名古屋	13.14.15	NSB東海
	8	江南市民文化会館	12.19.26	稲葉製作所				
	10	トヨタ教育センター	11.12.13	トヨタ教育センター	18.19.20	トヨタ教育センター		
	13	ポーラ名古屋ビル	15.16.17	トヨタ&F白金	16.17.20	NSB東海	20.21.22	トヨタ&F白金
	20	ポーラ名古屋ビル	21.22.23	NSB東海	23.24.27	トヨタ&F白金	24.27.28	NSB東海
	21	とよはし産業人材センター	22.23.24	とよはし産業人材センター				
6月	29	豊川市文化会館	6/2.8.9	トピー工業(株)				
	3	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	トヨタ&F小牧	5.6.7	NSB東海	7.10.11	トヨタ&F白金
	7	ポーラ名古屋ビル	9.16.23	水谷運輸倉庫				
	7	トヨタ教育センター	10.11.12	NSB東海	13.14.17	NSB東海	17.18.19	トヨタ&F白金
	17	ポーラ名古屋ビル	18.19.20	NSB東海	20.21.24	トヨタ&F白金	21.24.25	NSB東海

講習会	会場	4月	5月	6月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	8	22	
	(実) トヨタ教育センター	13	25	
	(学) トヨタ教育センター			27
	(実) トヨタ教育センター			28
	(学) 豊和工業(株)			18
	(実) トヨタ教育センター			22
酸素欠乏・酸化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 9.10 (実) 11or12	(学) 7.8 (実) 9or10	(学) 10.11 (実) 12or13
		(学) 16.17 (実) 18or19	(学) 21.22 (実) 23or24	(学) 18.19 (実) 20or21
		(学) 23.24 (実) 25or26	(学) 28.29 (実) 30or31	(学) 24.25 (実) 26or27
	とよはし産業人材教育センター		(学) 14.15 (実) 16or17	
	トヨタ教育センター	(学) 11.12 (実) 15or16		
	有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	3.4 17.18	13.14 21.22
豊川市文化会館		25.26		
とよはし産業人材教育センター			24.25	
アイプラザ半田			30.31	
トヨタ教育センター		22.23		3.4
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5 10.11 15.16	23.24 28.29	10.11 22.23
	西尾コンベンションホール			13.14
	アイプラザ豊橋	8.9		
	トヨタ教育センター		27.28	13.14
	アイプラザ半田	18.19		
	江南市民文化会館			5.6
	トヨタ教育センター			
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5		5.6
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2		10.11
	トヨタ教育センター			20.21
高所作業車 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル		16	
	(実) ポリテクセンター名古屋港		21or22or23	
はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	8.9		24.25
	とよはし産業人材教育センター			17.18
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2 23.24	7.8 14.15	7.8 15.16 28.29
	トヨタ教育センター			
	トヨタ教育センター			
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3		

講習会	会場	4月	5月	6月	
技能講習 ショベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 豊和工業(株)			19	
	(実) ポリテクセンター			20.21.24.25 26.27.28.7/1	
特別教育	アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) SDG (実) SDG	15.16 17or18	13.14 15or16	24.25 26or27
	テールゲートリフター特別教育 【学科・実技】	アイシン教育センター	10 24	13 29	14 17
	自由研削といし 取替 試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	22	17 27	14 28
	機械研削といし 取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター		7 8or9	
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 三菱電機			17.18 19or20or21
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	15		17
	ダイオキシソ【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		20	
	低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 8 (学) 15 (学) 9 (学) 30 (学) 26 (実) 9 (実) 16 (実) 10 (実) 31 (実) 27		
	フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	3 12	22 29	19
	能力向上等	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		
局所排気装置等自主検査者【学科2日実技1日】		ポーラ名古屋ビル		13.14 15or16or17	3.4 5or6or7
マスクフィットテスト【学科1日】		名古屋市公会堂		17	
石綿調査者【学科2日】		ポーラ名古屋ビル	25.26	15.16	13.14
化学物質管理者 【学科2日】		国際会議場 ポーラ名古屋ビル			6.7
化学物質管理者【学科1日】		ポーラ名古屋ビル	22.23		
作業環境測定士		ポーラ名古屋ビル	10		4
勉強会	衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		20.21.27.28	
	エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル			3.4.5.6

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	4月	5月	6月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー			17 岡谷鋼機名古屋公会堂
リスクアセスメントセミナー			14 西尾コンベンションホール
衛生管理者向け化学物質管理対策を学ぶセミナー		22 WEB限定	

上記で会場の記載のないものは、ポーラ名古屋ビルで実施します。

フォークリフト外国語コース 中国語講座 ポルトガル語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	6/29. 30 ポーラ名古屋ビル
	実技【3日】	7/1. 2. 3 トヨタ&F白金オフィス